

令和8年度版

保育士の資格を取得し、卒業後に山形県内で保育士として就労を目指す学生のみなさんへ！ **学費をサポートします！**

保育士修学資金のご案内

この制度は、国・県からの補助を受け山形県社会福祉協議会が保育士の資格取得をサポートし、山形県内での保育人材の確保を目指すものです。

保育士養成施設(※)に在学し、保育士の資格取得を目指す学生のみなさんに修学資金をお貸しします。

(※)児童福祉法第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設



▶貸付内容

①月額 **5** 万円以内 (年額 60 万円以内)

※ ただし、2年間を限度とします。

②入学準備金 **20** 万円以内

③就職準備金 **20** 万円以内

(最終学年時に就職準備金のみを借ることもできます。)

すべて**無利子**でお貸しします

▶返還免除

卒業後、県内で3年間継続して保育士の仕事に従事

➡ **全額返還免除!**

※ 返還免除の要件は裏面をご覧ください。



入学された保育士養成施設を經由しての申込みとなります。
詳細については、お気軽に下記までお問い合わせください。

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町二丁目 3-30 電話 023-633-7739

ホームページ <https://www.ymgt-shakyo-j2.info/>



保育士修学資金貸付制度の内容

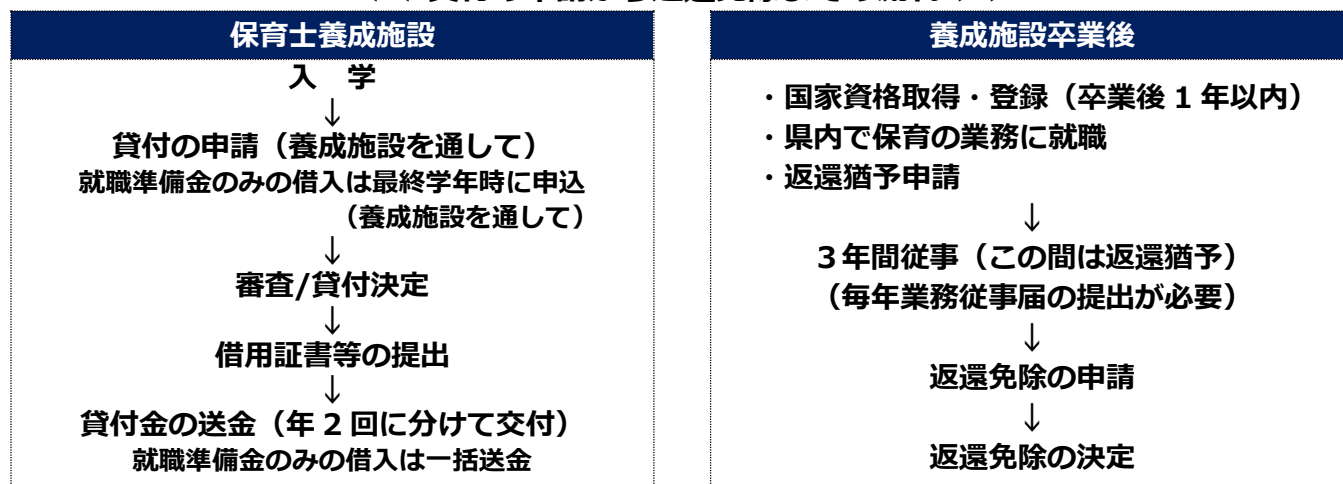
<p>▶貸付額 及び 貸付期間</p>	<p>○月額 5万円以内（年額60万円以内） 保育士養成施設に在学している期間（2年間を限度とする）</p> <p>○入学準備金及び就職準備金 初回貸付時に入学準備金20万円、 最終回に就職準備金20万円を加算することができます。 また、就職準備金※のみを借りることも可能です。 ※（但し最終学年の方が対象）</p>
<p>▶返還免除</p>	<p>養成施設を卒業した日から1年以内に保育士の登録を行い、山形県内※の施設等で保育業務に就き、3年間引き続きその業務に従事した場合は、全額返還免除 ※一部県外の施設を含む（その場合原則5年間の業務従事）</p>
<p>▶借入申込</p>	<p>入学された保育士養成施設を経由してお申込みください。 （養成施設の推薦状が必要です。）</p>

令和8年度募集人員および申請期限

募集人数：概ね100名

申請期限：令和8年5月15日（金） 山形県福祉人材センター 必着
（各養成施設の締切は、施設の担当者へお問合わせください）

<< 貸付の申請から返還免除までの流れ >>



<< 注意事項 >>

養成施設を途中で退学または所定の期間経過前に保育の業務を辞めた場合（保育の業務に従事しなかった場合を含む）は、原則として貸付金を返還しなければなりません。

お問合せ

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町二丁目3-30 電話 023-633-7739

ホームページ <https://www.ymgt-shakyo-j2.info/>